

(別添)

対象事業実施区域及びその周辺への影響ができる限り回避・低減されるよう、地域と必要に応じ連携・協力し、以下の措置を適切に講ずるとともに、評価書に1. 及び2. について記載すること。

1. 航空機騒音について

(1) 本事業の実施により航空機騒音に係る影響の拡大が懸念されることから、航空機騒音に係る環境基準の達成に向けて、下記の措置を行うこと。

- ① 騒音軽減運航方式の実施、防音壁の設置に関する適切な範囲・高さ・材質のあり方の検討、地上電源装置（GPU）の使用促進等の措置を講ずるとともに、低騒音型の航空機導入について航空会社への働きかけに努める等の総合的な措置を行うこと。また、措置については、引き続き検討すること。
- ② 航空機騒音に係る調査について、調査地点を追加した上で、継続的に実施し、定期的に公表を行うこと。また、進入方式の高度化の導入に当たっては、当該高度化に基づいた航空機騒音の予測・評価結果をもって、関係者との調整等を経た上で行うこと。

(2) 環境基準が達成されない地域において、申請に応じて、必要と認められる場合には、移転補償、住宅防音工事等を適切に実施することにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにすること。

2. 温室効果ガス等について

本事業の実施により温室効果ガス等の排出量増加が懸念されることから、航空機から発生する温室効果ガス等の低減にも資するよう、GPUの使用促進等を適切に実施すること。